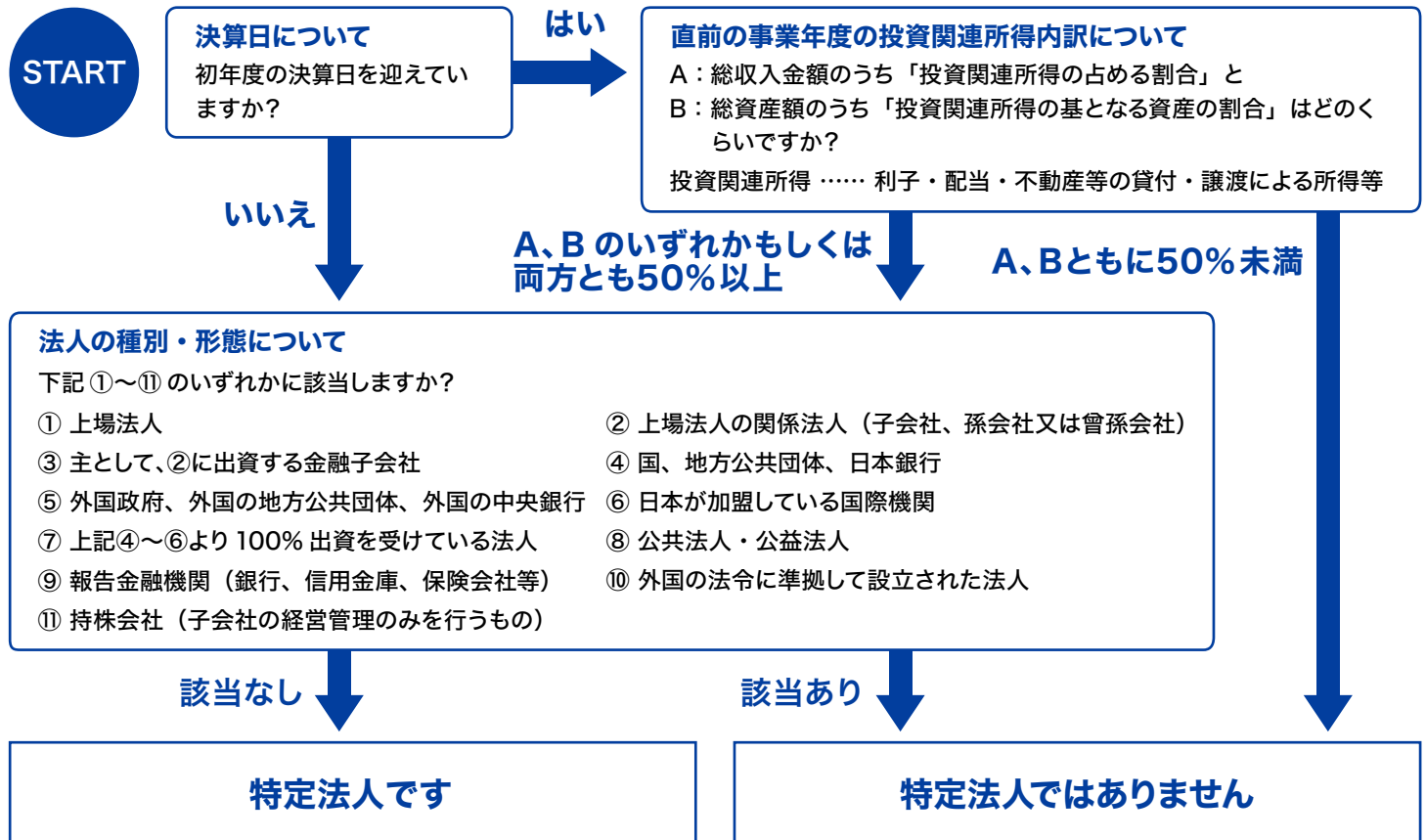


特定法人および特定組合員について

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、法人のお客さまとのお取引時（口座開設など）には特定法人および特定組合員について確認をさせていただきます。

1. 特定法人について

お客さまの法人が特定法人に該当するか、下記チャートでご確認いただけます。



※人格なき社団、財団は特定法人ではありません。

2. 特定組合員について【口座名が「〇〇組合」のみ】

組合形態（〇〇組合）での口座開設を希望のお客さまのうち、下記表のいずれかの組合契約を締結している場合、特定組合員に該当します。

組合契約	口座開設申込書に記載する特定組合員の情報
民法上の組合 (外国の法令に基づきこれに類する契約を含む)	業務を執行する組合員の氏名、住所(※)
匿名組合	営業者の氏名、住所(※)
投資事業有限責任組合	業務を執行する無限責任組合員の氏名、住所(※)
有限責任事業組合	業務を執行する組合員の氏名、住所(※)

※特定組合員が法人の場合は、名称および主たる事務所の所在地をご記入ください。